

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No344号 2013.12.26
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.ialkaikotekai.co>

＝速報＝

判決日は6月5日 パイロット裁判 結審



原告側より4名が意見陳述

JAL 不当解雇撤回パイロット裁判は12月26日で結審となりました。当日の口頭弁論では、原告の齋藤さん、倉町さん、近村さんの3名が意見陳述。また弁護団からは堀弁護士が意見陳述を行いました。

堀弁護士は①目標とした人員体制は解雇時点で超過達成していたことを立証したが、会社より具体的な反論が一切ないこと。②信義則違反を繰り返し、③そして労組の弱体化

トを突いた陳述で、不当かつ無効な解雇であることを鮮明にしました。

原告の齋藤さんは自衛隊から割愛制度で入社した人の思いを、労災認定後の労使交渉と諸手続き中に解雇された倉町さんからは、病欠基準の不合理性を、航空連議長でもある近村さんは、会社の数々の信義則違反と解雇の不当労働行為性を陳述しました。

勝利に向けて頑張る! 報告集会

集会では、弁護団より口頭弁論の状況を報告。そして、意見陳述した4名の一人ひとりから、陳述に込めた思いや感想が述べられました。また会場からは勝利に向けた力強い決意のこもった発言が多く出され、「必ず勝利を手にする。そのために全力を上げよう」という強い意思を、再確認するものとなりました。



をねらい解雇したこと。④更生手続下にあることを理由にして解雇の4要件を骨抜きした地裁判決の誤りについて陳述。ポイント



(写真)入廷するパイロット原告団。支援にかけつけた180名仲間の力強い激励の拍手で見送られての入廷でした

控訴審で解雇の不当性は明確に 弁護団、原告、国民共闘の代表が記者会見

口頭弁論後、弁護団、原告、そして JAL 不当解雇撤回国民共闘の代表は、結審報告の記者会見を行いました。

冒頭、安原弁護士より解雇事件の経過と控訴審のポイントを報告。同弁護士は、①整理解雇時点で更生計画の言う人員体制を下回る人員になっていた(目標を達成していた)ことを明確に立証した。会社はこれに、結審日である今日の弁論でもまともな反論は一切していない。すなわち会社は、整理解雇の必要性を立証していない。②目標達成で必要がなくなった解雇を強行したのは、組合の弱体化を意図した不当労働行為であること。③交渉の過程で信義則違反を重ねに重ね、その最後が不当労働行為の整理解雇であった。④更生手続下にあること理由にした整理解雇法理の緩和は許されないこと等を説明。

内田、山口両原告団長は、組合敵視の解雇であったことを、実例を挙げて示すとともに、解雇後の大量新規採用、ILO 勧告の内容等を報告して解雇の不当性を強調。併せて勝利に向けた決意を述べました。

また、国民共闘の共同代表である全労連大黒議長、全労協全澤議長からは、「人員体制の達成時期を3ヵ月も繰り上げた異常な整理解雇は、当初より指摘してきた通りの不当労働行為であったことが明確にされた」「3名の原告が陳述したように、解雇はあまりにも理不尽で不当なもの。こうした解雇は許してはならない」「JAL 不当解雇撤回闘争と、派遣法改悪や首切り自由の労働法制改悪反対の闘いを一体にして取り組み、必ず勝利する」との決意が表明されました。



(写真)記者会見に臨む代表。左より大黒全労連議長、金澤全労協議長、山口乗員原告団長、内田客乗原告団長、安原弁護士